

○伊丹市総合交通会議条例施行規則

平成27年3月31日規則第21号

伊丹市総合交通会議条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊丹市総合交通会議条例（平成27年伊丹市条例第8号）第6条の規定に基づき、伊丹市総合交通会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属するべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは，当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が，その職務を代理する。

（庶務）

第6条 会議の庶務は，都市交通部交通政策室交通政策課において処理する。

（細則）

第7条 この規則に定めるもののほか，会議の運営に関し必要な事項は，会長が会議に諮って定める。

付 則

この規則は，平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月27日規則第9号）

この規則は，平成31年4月1日から施行する。